

令和6年1月24日

## 令和6年度「土器川河川愛護モニター」を募集

－土器川沿川住民の方々と連携を深めるため－

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、「河川愛護モニター」制度を実施しています。

香川河川国道事務所では、土器川沿川の方々と連携を深め、土器川に関する情報をお寄せいただくことを目的として、令和6年度「土器川河川愛護モニター」を募集します。

募集期間	令和6年1月24日（水）から令和6年2月22日（木）まで
応募資格	①土器川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、積極的に活動内容を実施できる満20歳以上の方。 ②土器川沿川（概ね5km以内）に居住される方。
募集人員	10名（丸亀市在住6名程度、まんのう町在住4名程度）
活動内容	①日常生活の範囲内で土器川を見回っていただき、知り得た情報・要望などを河川管理者に連絡いただくこと。 ②地域の方々へ河川愛護思想を広めていただくこと。 ③年に数回の「河川愛護モニター会議」に参加いただくこと。
活動範囲	土器川の河口～18.85km炭所大橋までの範囲 ※委嘱した方々で区間を分けて活動していただきます。
任期	令和6年4月1日より1年間

※ 本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取り組みに関連します。

### 問い合わせ先

香川河川国道事務所 TEL(087)821-1561 副所長（河川）中塚 光（内線 204）  
◎工務第一課長 向山 正純（内線 311）  
◎主たる問い合わせ先

# 令和6年度

## 「土器川 河川愛護モニター」を募集します。

「河川愛護モニター」とは、

- ・堤防や川原、堰など川にあるものが壊れたり、痛んだりしていないか？
- ・不法投棄などのごみが捨てられたりしていないか？
- ・川の流れ方は問題ないか？樹木などが繁りすぎていないか？
- ・魚が死んだりしていないか？異状はないか？

などの土器川の状況報告をしてもらう活動をする人のことです。



### 応募要領

#### 【活動内容】

「河川愛護モニター」は、日常生活の範囲内で把握した情報を、河川管理者に連絡（1ヶ月に1回）することが、主な活動内容です。

【※余暇時間等で活動できる範囲で結構です。】

- ① 近隣の方々から河川の整備や利用等に関する要望を認めた場合。
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合。
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合。
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。
- ⑤ 年に1回程度の「河川愛護モニター」会議（意見交換会）への参加。

※定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図るなど、特別な責務や権限はありません。

#### 【応募資格】

- ・土器川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記の活動内容を積極的に実行できる満20歳以上の方
- ・土器川の近隣に居住する方（活動範囲内の土器川よりおおむね5km以内）

#### 【委嘱方法と任期】

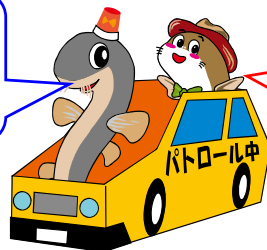
国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 より委嘱します。

任期は、令和6年4月1日より1年間です。

#### 【募集人員】

丸亀市 6名程度  
まんのう町 4名程度

土器川のためにできることを一緒に考えてみませんか？



皆さんの積極的な御応募、お待ちしております！

#### 【手当】

2,800円/月程度

#### 【応募方法等】

##### ・応募用紙

令和6年2月22日（木）までに、別紙応募用紙に必要事項記入の上、下記までメール、郵送（消印有効）または持参して下さい。

##### ・お問い合わせ先、受付場所

##### ●メールまたは郵送の場合

香川河川国道事務所 工務第一課

〒760-8546 高松市福岡町4丁目-26-32  
TEL 087-821-1619 FAX 087-821-1713  
E-mail skr-kagawa60@mlit.go.jp

##### ●持参の場合

香川河川国道事務所 土器川出張所

〒763-0082 丸亀市土器町東7丁目150  
TEL 0877-22-8318 FAX 0877-58-0593

丸亀市建設課

〒763-8501 丸亀市大手町2丁目3-1  
TEL 0877-24-8813

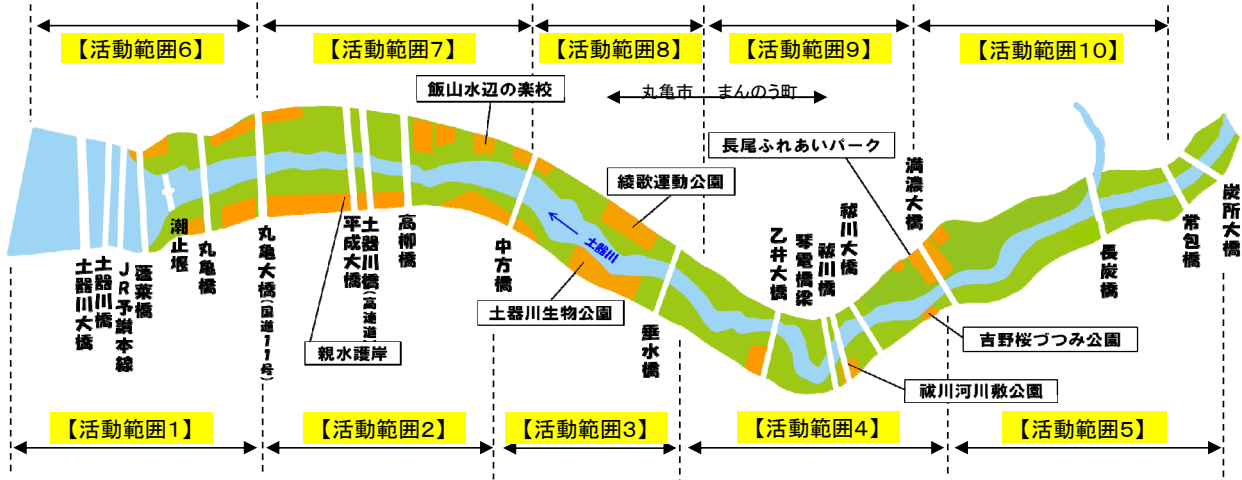
まんのう町建設土地改良課

〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下430  
TEL 0877-73-0107

## 活動範囲

土器川の河口～18.85kmの範囲、下図のとおり

1. 丸亀市 河口～市町境 《土器川の左右岸を6分割》
2. まんのう町 市町境～炭所大橋 《土器川の左右岸を4分割》



## 河川愛護モニターの活動状況

### ○活動状況写真



河川愛護モニター会議

毎年、年度はじめに意見交換会を行っているよ!



不審な投棄ゴミがあった場合は、触らずに出張所に連絡してください。



会議後に土器川で打合せ



令和6年度 「土器川 河川愛護モニター」 応募用紙

① 住 所 〒	
	※ 結果通知を郵送するため、地番・集合住宅名も記載下さい。
② 氏名 (ふりがな)	
③ 年 齢	
④ 電 話 番 号	※自宅・携帯どちらでも可
⑤ 職業(勤務先)	
⑥ 応募理由 (できるだけ具体的に記入をお願いします)	
⑦ 自治会等、地域で活動した経験	
⑧ 所属する団体等があればその組織名と役職 (〇〇町自治会役員等)	
⑨ 過去の河川愛護モニターの経験	あり ・ なし

(①～⑨を記入して応募下さい。)

※ 記入いただいた個人情報や内容は、令和6年度「土器川 河川愛護モニター」の委嘱及び国土交通省からのお知らせ以外には使用致しません。